

華誠の法務ニュースレター

2022年02月 第25号

華誠の動向

華誠が「2022 チェンバース大中華地区法律ガイド」知的財産権訴訟の分野のランキングで再び上位を獲得

上海金融イノベーション賞受賞プロジェクトに助力——華誠は上海保険取引所の健康保険取引プラットフォームプロジェクトをサポート

法律の動向

最高人民法院が「虚偽陳述による権利侵害民事賠償事件の審理に関する若干の規定」を公布

知的財産権

国家知識産権局が知的財産権信用管理規定を公布

国家知識産権局、特許出願行為を継続的に厳格に規範化

ネットワークセキュリティとデータ保護

工業・情報化部が「工業・情報化分野データ安全管理弁法」について再び意見募集

銀行と金融

中国人民銀行が「銀行間債券市場債券貸借業務管理弁法」を公布

華誠の紹介

1995年の創立以来、「誠実と信用、深慮、勤勉、進取」の企業文化の下、華誠は400名以上のエキスパートを有し、全面的なサービスを行う法律サービス集団として発展してまいりました。華誠が常に堅持してきたハイクオリティのサービス理念と広範囲にわたるサービスの提供により、世界的にも知名度のある多くの企業が各種法律意見を求める際、及び知的財産権に関するサービスを求める際には、先ず華誠をお選び頂いております。これは華誠が専門チームを構築し、クライアント様へのハイクオリティで多様なサービスの提供を続けてきたことによるものであり、全国で最も優秀な法律事務所の1つとしても選ばれ、中国トップクラスの知的財産権サービスチームの榮譽を獲得しました。

華誠律師事務所の紹介

華誠律師事務所は1995年に設立され、中国において最も早くから涉外法律サービスを提供してきた法律事務所の一つです。上海に本部を置き、北京、香港、ハルビン、蘭州、煙台、広州、シカゴ、東京などの地域にて支所又は分室を設立しております。

20年にわたり、華誠は商事戦略配置、企業運営と管理、権利商業化及び伝統的な権利行使等の業務分野での抜きん出た業績で各業界の顧客から好評を博し、認められています。華誠は顧客の商業利益を重視し、文化娯楽産業、贅沢品業、ハイテク業、軽工業、重工業及び金融先物業の何れにおいても豊富な経験を持ちます。最も早くISO9001国際品質体系標準認証を受けた法律サービス機構として、華誠はサービスプロセスと品質管理を始終厳しく徹底し、一流の涉外事務所の風格と水準を守っています。

華誠はChambers and Partners、The Legal 500等多数の国際的に認められた法律評価機構から「トップクラスの知的財産法律事務所」の称号を受けています。それに、華誠は「全国優秀律師事務所」、「中国において最も信頼できる知的財産事務所」、「上海市涉外コンサル機構Aクラス資質」、「上海市契約信用A+ランク企業」、「上海裁判所初の一級破産管理人」等の資質と称号を獲得しました。

華誠知識産権代理有限公司の紹介

華誠の本部は上海に置かれ、北京及び蘭州に支社が設立されております。華誠の特許代理業務は化学、生物、医薬、機械、電子、通信、光学、物理、意匠、検索、特許有効性分析、権利侵害分析、無効宣告請求、訴訟、特許コンサルティング等を含み、クライアント様にサービスを提供する特許代理部を設立いたしました。各特許代理部の代理人は豊富な代理経験を持ち、複数の言語で直接案件を処理することができます。

また、華誠は独自に開発した業務管理システムを有し、通常のファイル管理、時限モニター機能のほか、拒絶理由通知と回答を分析し、統計する独特の機能を持っており、同統計データは代理人の業務レベルの評価と仕事改善に利用でき、かつ依頼人に特許の分析・評価用として提供することができます。

連絡先

上海事務所:

上海市徐匯区長楽路 989 号世紀商貿広場 26 階
郵便番号: 200031
電話: (86-21) 5292-1111; (86-21) 6350-0777
ファックス: (86-21) 5292-1001; (86-21) 6272-6366
E-mail: mail@watsonband.com;
mailip@watsonband.com
Web サイト: www.watsonband.com

北京事務所:

北京市東城区朝陽門北大街 8 号富華ビル D ブロック 5C
郵便番号: 100027
電話: (86-10) 66256025
ファックス: (86-10) 6445-2797
E-mail: beijing@watsonband.com
mailip@watsonband.com

ハルビン事務所:

ハルビン市道里区西八道街 37 号馬迪尔ビル 18 階 A2 室
郵便番号: 150010
電話: (86-451) 8457-3032
ファックス: (86-451) 8457-3032

甘肅事務所:

甘肅省蘭州市雁南南路 279 号 208 室
郵便番号: 730000
E-mail: gansu@watsonband.com

煙台事務所:

山東省煙台市芝罘区通世南路東和科技園 B3-703 室 丁:
264000
電話: 0535-2118687
E-mail: yantai@watsonband.com

広州事務所:

広州市天河区華夏路 30 号富力盈通ビル 3708 室
電話: 020-85647039
E-mail: xuefeng.xie@watson-band.com.cn

鄭州事務所:

鄭州市鄭東新区金水東路楷林 IFC、A 座 12B 階
電話: 0371-86569881

蘇州事務所:

蘇州ハイテク産業開發区科学技術パーク学森路 9 号 5 棟 507 室
電話: 0512-68431110

成都事務所:

成都市高新区天府大道北段 1199 号成都銀泰中心 3 号館 22 階 2203、2204
電話: +86-13398190635



今期の内容

華誠の動向

華誠が「2022 チェンバース大中華地区法律ガイド」知的財産権訴訟の分野のランキングで再び上位を獲得	4
The Legal 500 が 2022 チェンバースアジア太平洋地区ランキングを発表、華誠が知的財産権訴訟と非訴訟の分野で再びランクイン	4
上海金融イノベーション賞受賞プロジェクトに助力——華誠は上海保険取引所の健康保険取引プラットフォームプロジェクトをサポート	5
金融革新に助力——華誠が上海先物取引所の商品スワップ業務にトータルな法律サービスを提供	5

法律の動向

最高人民法院が「虚偽陳述による権利侵害民事賠償事件の審理に関する若干の規定」を公布	6
---	---

知的財産権

国家知識産権局が知的財産権信用管理規定を公布	7
国家知識産権局、特許出願行為を継続的に厳格に規範化	7
国家知識産権局が「商標登録出願迅速審査弁法（試行）」を公表	7

ネットワークセキュリティとデータ保護

全国情報セキュリティ標準化技術委員会が「情報セキュリティ技術 重要データ識別指南」について意見募集	8
国家インターネット情報弁公室が「インターネット情報サービスの深い合成管理規定」について意見募集	8
工業・情報化部が「工業・情報化分野データ安全管理弁法」について再び意見募集	8

銀行と金融

中国人民銀行が「銀行間債券市場債券貸借業務管理弁法」を公布	9
-------------------------------	---

法律声明

- ◆ 当刊行物は一般的な情況の紹介であり、特定の案件についての正式な法的意見ではないことをご了承ください。
- ◆ 当刊行物は国家知的産権局、商標局、著作権局及びその他の公的機構が公布する公告、新聞及びその他の公開文書を抜粋し、纏めたものです。
- ◆ 当刊行物は前記公的公告、新聞及びその他の公開文書の出所を明記しています。

華誠が「2022 チェンバース大中華地区法律ガイド」知的財産権訴訟の分野のランキングで再び上位を獲得

このほど、国際的な権威のある法律格付けガイド「チェンバース大中華地区法律ガイド」(Chambers Greater China Region Guide)が最新の2022年度のランキング状況を発表した。華誠はずっと保ってきた専門的なサービスの品質と業界での良好な評判により、知的財産権訴訟のランキングで再び上位にランクインしている。

「チェンバース大中華地区法律ガイド」は、チェンバース市場をリードする「チェンバースアジア太平洋地区ガイド」から焼き直したもので、企業の法務チーム、業務チームと法律チーム、個人ユーザーおよびその他の法律サービスを求めるクライアントに、優れた法律事務所や法律関係者に最適な市場分析情報と洞察を提供している。



The Legal 500 が 2022 チェンバースアジア太平洋地区ランキングを発表、華誠が知的財産権訴訟と非訴訟の分野で再びランクイン



このほど、「リーガル 500」(The Legal 500) 2022 アジア太平洋地区ランキングが正式に発表された。華誠は知的財産権訴訟と知的財産権非訴訟の2大分野のランキングで再びランクインし、優秀な成績を収めた。

当該ランキングにおいて、華誠が獲得した推薦コメントは以下の通りである。

「華誠のチームには弁護士と弁理士が含まれ、訴訟と非訴訟の分野で強い実力を備えており、多くの科学技術分野と贅沢品業界の有名クロスボーダー企業にサービスを提供している。華誠の支所・支社は中国の各大都市に分布しており、商標及び特許分野において豊富な経験を有しており、クライアントが知的財産権の出願及びライセンスに関連する問題を処理するのを助けることができる。チームの主なメンバーには、主管

パートナーの楊軍弁護士と特許訴訟に専念する黄劍国弁護士が含まれている。その他の主要メンバーには劉一舟、賀曉博、吳月琴、肖華、徐穎聡、張黎明、湯国華などが含まれている。」

- The Legal 500

上海金融イノベーション賞受賞プロジェクトに助力——華誠は上海保険取引所の健康保険取引プラットフォームプロジェクトをサポート

このほど、上海市人民政府は「2020年度上海市金融イノベーション賞受賞プロジェクトの表彰に関する決定」（滬府〔2021〕65号）を公表し、2020年度上海金融イノベーション賞の受賞プロジェクト一覧が正式に発表された。この中で、上海保険取引所の健康保険取引プラットフォームが2020年度上海金融イノベーション成果賞一等賞を受賞した。

華誠のプロジェクトチームは上海保険取引所の健康保険取引プラットフォームプロジェクトに2年間にも及ぶ全方位型の法律サービスを提供し、先見性、イノベーション性および総合性をもって、健康医療および保険ビッグデータのエンパワーメント、データのライフ・サイクル全体のコンプライアンス、金融規制、フィンテックなどの複数のジャンルをカバーし、プロジェクト全体プランの実行可能性とコンプライアンス性の分析に着眼しただけでなく、具体的な施行プランについて実践での探索と論証を行い、最終的にプラットフォームの設計、構築から運営、ガバナンスまでの完全な規則制度が効果的に整備される助力となった。華誠はまた、プラットフォームと多くの関係主体との契約に関わる一連の書類を起案した。本プロジェクトは華誠パートナー弁護士呉月琴が指揮を取り、弁護士陳嘉龍、朱琦、何鑫が共同で担当した。

金融革新に助力——華誠が上海先物取引所の商品スワップ業務にトータルな法律サービスを提供

1月20日、上海先物取引所は「上海先物取引所商品スワップ業務管理弁法」を公布し、商品スワップ業務に関連する市場参加主体、業務活動及びリスク管理などの面について規定を行い、商品スワップ業務の順調な展開と安定的な運営に制度的保障を提供した。

華誠のプロジェクトチームは上海先物取引所の商品スワップ業務にトータルな法律サービスを提供した。デリバティブ取引の最新の発展として、商品スワップ業務は国内ではまだ成熟した法律法規で規範化されていない。プロジェクトの実行可能性とコンプライアンスを論証するために、華誠のプロジェクトチームは、域内外での経験、金融監督管理政策の動向及び商品スワップの属性に基づき、商品スワップ業務方案の設計を踏まえて、業務モデル・業務プロセス・市場参加主体・リスクコントロール措置等の多角度から商品スワップ業務の実行可能性とコンプライアンス性を論証し、上海先物取引所と業務参加主体との間の協議文書セットの起草にも協力した。本プロジェクトは華誠のパートナー弁護士呉月琴が指揮を取り、弁護士陳嘉龍、朱琦、何鑫が共同で担当した。

最高人民法院が「虚偽陳述による権利侵害民事賠償事件の審理に関する若干の規定」を公布

先ごろ、最高人民法院は「虚偽陳述による権利侵害民事賠償事件の審理に関する若干の規定」（以下、「規定」という）を公布し、2022年1月22日から施行した。

「規定」は合計35条であり、一般規定、虚偽陳述の認定、重大性及び取引の因果関係など8つの部分の内容を含んでいる。「規定」では、元の司法解釈に規定された行政刑事前置手続を取り消し、損害を受けた投資家の訴権を速やかに全面的に保障し、予測的情報セーフハーバー制度を規定し、虚偽陳述認定における実施日、開示日、重大性及び取引の因果関係等の重要な内容について最適化・整備を行った。「規定」によると、情報開示義務者が証券取引市場において民事賠償責任を負う範囲は、虚偽陳述により原告に実際に生じた損失を限度とする。原告の実際の損失には、投資差額損失、投資差額損失部分の手数料及び印紙税を含んでいる。



最高人民法院 より

国家知識産権局が知的財産権信用管理規定を公布

1月28日、国家知識産権局は「知的財産権信用管理規定」（以下、「規定」という）を公布し、公布日から施行された。

「規定」によると、国家知識産権局は法と規則に基づいて、「イノベーションの保護を目的としない非正常な特許出願行為」などの7種類の行為を信用喪失行為として掲げている。信用喪失主体に対して「財政性資金プロジェクトの申請に対して厳格な許可審査を行う」など7項目の管理措置を実施している。また、「規定」では、主体が信用喪失行為があると認定されてから6ヶ月が経過し、既に信用喪失行為を是正し、関連する義務を履行し、関係する結果を自発的に除去しており、かつ信用喪失行為があると再び認定されていない場合、信用喪失行為認定部門に信用修復申請書及び関連する証明資料を提出して信用修復を申請できることを打ち出している。「規定」では、3年連続で信用状況が良好な主体については、状況に応じて「行政許認可審査、プロジェクト認可などの業務の中で、処理の簡素化、迅速な処理などの利便的なサービスを提供する」などの5つの方面の激励措置を取ることに言及している。

国家知識産権局 より

国家知識産権局、特許出願行為を継続的に厳格に規範化

1月26日、国家知識産権局は「特許出願行為の継続的な厳格な規範化に関する通知」（以下、「通知」という）を発行した。

「通知」は、業務メカニズムの継続的な整備をめぐって、健全で持続的な効果のある仕組みを打ち立て、情報コミュニケーションメカニズムの継続的な健全化、特許出願行為の精確な管理の強化、自主検査及び通報メカニズムの健全化、等級分類管理の強化、重点規定違反行為に対する管理の強化、部門の連携管理の強化、特許出願分野の信用監督管理の強化及び代理機関行為監督管理の強化などの8つの方面から、非正常な特許出願行為を継続的に厳しく取り締まり、特許出願の秩序を規範化している。このうち、「通知」では、各地方の知的財産権管理部門が該当管轄地区の非正常特許出願を提出した単位及び個人に対し、関連プロジェクトの申告、助成奨励、予審サービス、優先審査などの段階において重点的に注目し、異なる状況を区別して分類整理を行うよう要求している。

国家知識産権局 より

国家知識産権局が「商標登録出願迅速審査弁法（試行）」を公表

1月19日、国家知識産権局は「商標登録出願迅速審査弁法（試行）」（以下、「弁法」という）を発行し、公布日から施行した。

「弁法」は、「国又は省級の重要な工事、重要なプロジェクト、重要な科学技術インフラ、重要な競技会、重要な展示会などの名称にかかわり、かつ商標保護に緊急性がある場合」などの4種類の状況のいずれかに該当する商標登録出願は、迅速審査を請求することができると規定している。「弁法」では、迅速審査を請求する商標登録出願は、同時に「出願人全体の同意を得た場合」などの6つの条件を満たさなければならないことを明確にしている。「弁法」ではまた、国家知識産権局が迅速審査請求を受理した後、本「弁法」の規定に適合するものについては、迅速審査を許可し、法により審査決定を下すことも打ち出している。本「弁法」の規定に適合しないものについては、迅速な審査を行わず、法律に規定された一般手続に従って審査する。迅速審査を許可する場合、同意日から20営業日以内に審査を完了しなければならない。

国家知識産権局 より

ネットワークセキュリティ とデータ保護

全国情報セキュリティ標準化技術委員会が「情報セキュリティ技術 重要データ識別指南」について意見募集

このほど、全国情報セキュリティ標準化技術委員会秘書処は「情報セキュリティ技術 重要データ識別指南（意見募集稿）」（以下、「意見募集稿」という）を公布し、社会に向けて意見を求めた。意見フィードバックの締切は3月13日までとなっている。

「意見募集稿」には重要データを識別する基本原則、考慮要素及び重要データの記述フォーマットが示されている。これはデータ処理者が把握している重要データを識別し、重要データのセキュリティ保護業務をサポートするのに適用し、各地域、各部門が当該地域、当該部門および関連業界、分野の重要データの具体的な目録を作成する参考にもできる。「意見募集稿」によると、重要データとは、電子的な方式で存在し、改竄、破壊、漏洩又は不法に取得、不法に利用された場合、国家の安全、公共の利益に危害を及ぼす可能性のあるデータを指す。重要データを識別する際には、「国家戦略備蓄、応急動員能力を反映する。例えば、戦略物資の生産能力、備蓄量は重要データに属する」などの要素を考慮することができる。要素の1つを備えているものは、重要データである。

全国情報セキュリティ標準化技術委員会 より

国家インターネット情報弁公室が「インターネット情報サービスの深い合成管理規定」について意見募集

先ごろ、国家インターネット情報弁公室は「インターネット情報サービスディープマージ管理規定（意見募集稿）」（以下、「意見募集稿」という）を起草し、社会に向けて意見を募集した。

「意見募集稿」は主に次の5つの面の内容を規定している。1、制定目的の根拠、適用範囲及び全体的な要求を明確化。2、ディープマージのサービス提供者の主体責任を明確化。3、ディープマージする情報内容の標識管理制度を明確化。4、監督管理に関する要求を明確化。5、法的責任、解釈を担う部門及び施行日を明確化。このうち、「意見募集稿」では、ディープマージのサービス提供者はデマを否定するメカニズムを確立・整備しなければならない、ディープマージ情報サービスの利用者がディープマージの技術を利用して虚偽情報を作成、複製、発表、伝播したことを発見した場合には、速やかにデマを否定する相応の措置を講じ、関連情報を国家インターネット情報弁公室などの部門に届け出なければならないと要求している。

国家インターネット情報弁公室 より

工業・情報化部が「工業・情報化分野データ安全管理弁法」について再び意見募集

先ごろ、工業・情報化部は「工業・情報化分野データ安全管理弁法（試行）（公開意見募集稿）」（以下、「意見募集稿」という）を出し、再び社会に向けて意見を求めた。

「意見募集稿」では、工業・情報化分野のデータ処理者は、データ処理活動に対して安全主体責任を負わなければならない、各種データに対して等級区分保護を実行し、異なる等級のデータが同時に処理され、かつそれぞれ保護措置を講じることが困難な場合には、その中で最も等級の高い要求に基づいて保護を実施し、データが有効な保護と合法的な利用の状態に継続的にあることを確保しなければならないと規定している。また、「意見募集稿」では、データ処理者が中華人民共和国域内で収集し、生成した重要なデータとコアデータについて、法律、行政法規に域内保存の要求がある場合には、域内で保存しなければならない、確かに域外に提供する必要がある場合には、法と規則に基づいてデータの出国安全評価を行わなければならないことに言及している。

工業・情報化部 より

中国人民銀行が「銀行間債券市場債券貸借業務管理弁法」を公布

最近、中国人民銀行は「銀行間債券市場債券貸借業務管理弁法」（以下、「弁法」という）を公布し、2022年7月1日から施行する。

「弁法」は、市場参加者が集中的な債券貸借業務を規範的に展開することなどを支援することを含め、市場参加者、履行保障品、メイン協議などの面から債券貸借制度を完備し、債券貸借取引の効率と柔軟性を高める。また、リスク防止を強化するために、「弁法」では、多額貸借報告と開示、リスクモニタリング、自律管理などの関連要求を明確にしている。このうち、「弁法」では、債券貸借に違約が発生した場合、債券を貸借する双方はメイン協議の関連条項に基づき処置し、又は仲裁を申請し、人民法院に訴訟を提起しなければならないと規定している。

中国人民銀行 より

